

◎新潟県告示第348号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（平成29年12月新潟県告示第1367号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。ただし、2の部(2)の款エの項及びオの項並びに3の部(4)の款イの項の改正は、同年7月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前							
試験、検査等の種類		手数料の額		試験、検査等の種類		手数料の額					
		単 位	金 額			単 位	金 額				
(略)				(略)							
2	(略)	測 定	エ 雑音端子電 圧、伝導妨害 波又は雑音電 力の測定 (ア) (略) (略) (略) (イ) <u>3メートル</u> <u>ル電波暗室</u> <u>(登録)を</u> <u>使用する場</u> <u>合</u> (ウ) <u>10メートル</u> <u>ル電波暗室</u> <u>(登録)を</u> <u>使用する場</u> <u>合</u>	//	(略)	(略)	(略)				
								オ 放射電界強 度の測定 (ア) (略) (略) (略) (イ) <u>3メートル</u> <u>ル電波暗室</u> <u>(登録)を</u> <u>使用する場</u> <u>合</u> (ウ) <u>10メートル</u> <u>ル電波暗室</u> <u>(登録)を</u> <u>使用する場</u> <u>合</u>	//	(略)	(略)
								(略)	(略)		
3	(1)	測 定	(略)		(略)	(略)					
			(略)	(略)							

試験	強度試験	オ 疲労試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1 試料 1 時間 //	480円  870円
	(略)			
(4)	(略)			
電気試験	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験 (ア) (略) (イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合 (ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	23,060円
(略)				
(略)				
6	(略)	(略)		
7	(略)	(略)		

試験	強度試験	オ 疲労試験	1 試料 1 時間	350円
	(略)			
(4)	(略)			
電気試験	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験 (ア) (略) (イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)				
(略)				
6	情報の提供	情報の提供	1 件	実費相当額
7	(略)	(略)		
8	(略)	(略)		